



農林漁業の健全な発展と調和のとれた
再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律
(農山漁村再生可能エネルギー法) について

平成28年5月

食料産業局

再生可能エネルギーグループ

農林水産省



目 次

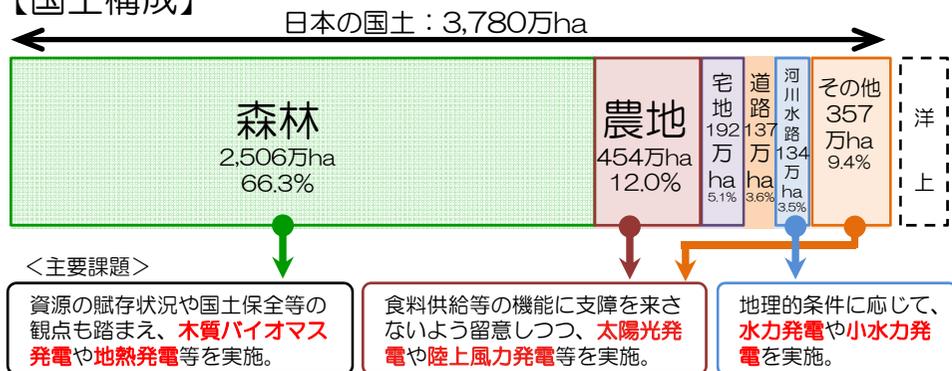
| | | | |
|----|--------------------------------|-------|----|
| 1 | 目的 | | 2 |
| 2 | 基本理念 | | 3 |
| 3 | 定義 | | 5 |
| 4 | 基本方針 | | 6 |
| 5 | 基本計画 | | 8 |
| 6 | 協議会 | | 13 |
| 7 | 設備整備計画の認定 | | 14 |
| 8 | 個別法の手続の特例 | | 16 |
| 9 | 農林地所有権移転等促進事業 | | 17 |
| 10 | その他 | | 22 |
| | (参考1) 再生可能エネルギー発電設備に係る農地転用の取扱い | | 23 |
| | (参考2) 営農継続型太陽光発電設備等について | | 25 |
| | (参考3) 農山漁村再生可能エネルギー法を活用する先行事例 | | 26 |

1 目的

(目的)

第1条 この法律は、土地、水、バイオマスその他の再生可能エネルギー電気の発電のために活用することができる資源が農山漁村に豊富に存在することに鑑み、農山漁村において農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進するための措置を講ずることにより、農山漁村の活性化を図るとともに、エネルギーの供給源の多様化に資することを目的とする。

【国土構成】



(資料) 国土交通省「平成26年度土地に関する動向」

【ポテンシャル】

- ◆**太陽光発電**
 - 再生利用困難な荒廃農地の面積：**14.4万ha**
 - 仮に単純に全てに太陽光発電設備を整備した場合
 - 年間発電量：**984億kWh**
- ◆**農業用水利施設による小水力**
 - 年間発電量：**8.9億kWh**
 - (未開発の包蔵水力エネルギー及び開発済みの中小水力発電量から試算)
- ◆**バイオマス発電**
 - 未利用間伐材(林地残材)の年間発生量：**2,000万m³**
 - 仮に全て木質バイオマス発電に活用した場合
 - 年間発電量：**70億kWh**

※ どの程度の再生可能エネルギー発電が導入されるかは、それぞれの地域の資源の賦存状況を踏まえた発電事業者の判断等によるものであり、上記全てが再生可能エネルギー発電に活用されるわけではない。

【平成28年度固定価格買取制度の買取価格・期間の例】

| 電源 (調達区分) | 調達価格 (税抜) | 買取期間 |
|----------------------|------------------------|------|
| 太陽光 (10kW以上) | 24 円/kWh | 20年 |
| 風力 (20kW以上) | 22 円/kWh | |
| 小水力 (200kW未満) | 34 円/kWh | |
| 既存導水路活用小水力 (200kW未満) | 25 円/kWh | |
| バイオマス (未利用間伐材等) | 2,000kW未満 2,000kW以上 | |
| バイオマス (メタンガス発酵) | 39 円/kWh | |

【再エネ発電設備の導入状況】

| | 固定価格買取制度開始以前における累積導入量 (A) | 固定価格買取制度開始以降に認定した設備容量 (平成27年11月末) (B) |
|-------|---------------------------|---------------------------------------|
| 太陽光 | 約560万kW | 7,964万kW |
| 風力 | 約260万kW | 233万kW |
| 中小水力 | 約960万kW | 74万kW |
| バイオマス | 約231万kW | 279万kW |
| 地熱 | 約50万kW | 7万kW |
| 合計 | 約2,061万kW | 8,558万kW |

(資料) 資源エネルギー庁資料を基に作成。

2 基本理念

(基本理念)

第2条 農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進は、市町村、再生可能エネルギー電気の発電を行う事業者、農林漁業者及びその組織する団体その他の地域の関係者の相互の密接な連携の下に、当該地域の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。

2 農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に当たっては、食料の供給、国土の保全その他の農林漁業の有する機能の重要性に鑑み、地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びに漁港及びその周辺の水域の確保を図るため、これらの農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われなければならない。

【基本理念を設けた意義】

(第1項) 再エネ発電による利益の地域還元の必要性を明らかにしたもの

地域の活力の向上 = 地域の所得の向上など経済的・社会的な利益や関係者の気運の高まりに結びつくこと

持続的な発展 = 再エネ発電による利益が継続的にもたらされることにより、地域の自律的発展につながること

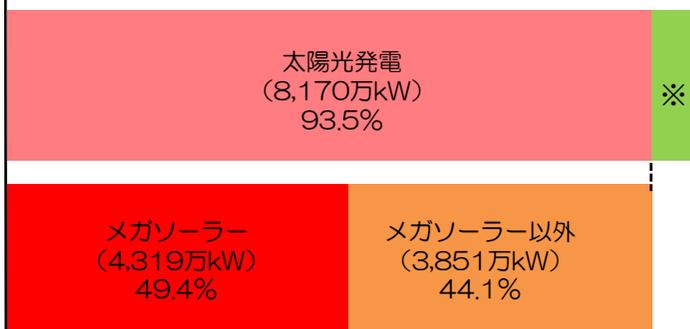
(第2項) 無計画な再エネ発電設備の整備により、優良農地など農林漁業の健全な発展に必要な農林地等が失われないようにする必要があることを明らかにしたもの

(参考) 再生可能エネルギー発電に関する土地需要

- 各地域でメガソーラー等の導入が加速し、遊休地（公有地、私有地）などの土地需要が増加。農地の利用を求める動きも増大。
- 土地や海域の利用調整と調和した形での再生可能エネルギーの導入等が課題。

固定価格買取制度の認定を受けた設備容量

認定を受けた再生可能エネルギー
発電の設備容量の割合



上記のうち太陽光発電の
設備容量の割合

※その他 (567万kW) 6.5%
 (風力:2.67%、バイオ:2.92%
 中小水力:0.82%、地熱0.08%)

(資料) 再エネ設備認定状況(資源エネルギー庁HPより)を
基に作成(平成27年8月末時点)。

土地価格の推移～再生可能エネルギー発電の地代収入～

大規模太陽光発電(2,000kW級)の賃借料

約15万円

(出典) 第3回調達価格等算定委員会(社)太陽光発電協会提出資料(※(社)太陽光発電協会の会員企業等ヒアリングに基づく数値(150円/m²))

(参考) 農地の賃借料(平成24年(全国平均))

(田) 約1万2,000円
 (普通畑) 約1万円
 (樹園地) 約1万7,000円
 (牧草地) 約4,700円

(出典) 全国農業会議所「農地情報提供システム」
ホームページ

(備考) 賃借料は、10a当たりの1年間の金額

3 定義

(定義)

第3条 この法律において「再生可能エネルギー電気」とは、再生可能エネルギー発電設備を用いて次に掲げるエネルギー源（次項において「再生可能エネルギー源」という。）を変換して得られる電気をいう。

- 一 太陽光
 - 二 風力
 - 三 水力
 - 四 地熱
 - 五 バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）
 - 六 前各号に掲げるもののほか、原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品以外のエネルギー源のうち、電気のエネルギー源として永続的に利用できると認められるものとして主務省令で定めるもの
- 2 この法律において「再生可能エネルギー発電設備」とは、再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。
- 3 この法律において「農林地等」とは、次に掲げる土地をいう。
- 一～五 （略）
- 4 （略）

【対象電源】

- ・対象電源は、固定価格買取制度と同じ（※「主務省令で定めるもの」は現時点ではなし。）
- ・固定価格買取制度により売電するものだけでなく、発電した再生可能エネルギー電気を主として自家利用する取組（例：園芸ハウスの空調）も本法の対象。

【熱電併給（コージェネ）設備の取扱い】

- ・再生可能エネルギー発電と併せて熱供給を行うための設備は、附属発電設備として本法の対象。

4 基本方針

(基本方針)

第4条 主務大臣は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化の意義及び目標に関する事項

二 農山漁村における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進のための施策に関する基本的事項

三 農林地並びに漁港及びその周辺の水域の農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整に関する基本的事項

四 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保その他の農林漁業の健全な発展に資する取組の促進に関する基本的事項

五 前各号に掲げる事項のほか、次条第一項に規定する基本計画の作成に関する基本的事項

六 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

3～6 (略)

【農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針（平成26年5月16日農林水産省・経済産業省・環境省告示第2号）の概要】

第1 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化の意義及び目標に関する事項

- 意義
 - ・農山漁村における再エネ発電の取組を、地域の関係者の密接な連携の下、地域の経済的・社会的な利益や関係者の気運の高まりに結びつけるとともに、これを継続させ、農山漁村の自律的発展を図っていくことが必要
 - ・食料供給や国土保全等の農林漁業の有する機能の発揮に支障を来さないよう、農林地や漁港及びその周辺水域における農林漁業上の利用との適正な調整が必要
 - ・被災地の復興の加速化に資するよう、手続の円滑化等に配慮する必要
- 目標
 - ・平成30年度において、再エネ発電を活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を現に行っている地区を全国100地区以上、この取組を行う検討に着手している地区が全国200地区以上存在していることを目指す

第2 農山漁村における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進のための施策に関する基本的事項

- 国による施策の総合的な推進
 - ・基本計画作成促進のための各種施策の充実、協議会の設置・運営に対する助言等
 - ・農地法、森林法、漁港漁場整備法等の個別法に関する知見の提供
 - ・農林漁業の健全な発展と調和のとれた再エネ発電のモデル的事例の紹介
 - ・エネルギー基本計画を踏まえた固定価格買取制度の適正な運用や送配電網の整備等
 - ・木質バイオマス等の再エネ発電への利用の推進や小水力発電の普及
 - ・電気や熱などの再エネの地産地消の推進
 - ・地方農政局等（地方経済産業局、地方環境事務所と連携）に相談窓口を設置
 - ・被災市町村の復興に資する取組の優先的取扱い 等
- 都道府県による施策の推進
 - ・再エネ資源の賦存状況等に関する情報提供や技術的助言、支援措置の紹介 等

第3 農林地並びに漁港及びその周辺の水域の農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整に関する基本的事項

- 設備整備区域の設定は未利用地等を優先的に含めるものとし、農林地等を含める場合は農林漁業の健全な発展に支障を及ぼさない範囲であること
- 第1種農地のうち再生利用が困難な荒廃農地等については設備整備区域に含めることが可能（風力発電設備及び小水力発電設備については、一定の要件を満たす場合に限り、荒廃農地以外の第1種農地も含めることが可能）
- 林地を設備整備区域に含めようとする場合、保安林として指定されていない森林を優先的に用いるとともに、保安林の指定の目的に支障を及ぼさないようにすること
- 漁港又はその周辺水域を設備整備区域に含めようとする場合、当該漁港の利用又は保全及び当該水域における漁業に支障を及ぼさないようにすること 等

第4 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保その他の農林漁業の健全な発展に資する取組の促進に関する基本的事項

- 農林漁業の発展に真に必要な内容とするため、協議会の場等を通じ、関係農林漁業者やその組織する団体の意見を十分聴くとともに、取組内容や役割分担を具体的に定めること
- 具体的な取組の例示（農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保、農林漁業関連施設の整備、農林漁業者の農林漁業経営の改善の促進、農林水産物の生産又は加工に伴い副次的に得られた物品の有効な利用の推進）
- 上記以外の地域活性化に資する取組として、災害時の公共施設への電力供給 等

第5 その他の基本計画の作成に関する基本的事項

- 農林地所有権移転等促進事業
 - ・農林地所有権移転等促進事業における意義の明確化（担い手への農地集約化等）
 - ・土地の所有者が明確でない場合は、所有者の確認作業、不在地主との調整、地域の合意形成等に留意して、所有権移転等促進計画を定める必要 等
- 協議会
 - ・構成員について、市町村、設備整備者、関係農林漁業者等のほか、
 - －設備整備区域に農用地を含めようとする場合、農業委員会
 - －バイオマス発電の場合、原料の供給を行う農林漁業者やその団体
 - －ファイナンスの実務的な知見を有する者等
 - ・主な協議事項として、基本計画の規定事項のほか、
 - －農林漁業の健全な発展に資する取組に関する構成員の役割分担
 - －発電設備の撤去時における撤去費用の負担、土地の原状回復等
- 設備整備計画の認定
 - ・農地法に基づく許可に関する行為が記載されている場合、あらかじめ、農業委員会の意見を聴取
 - ・大臣等は通常の許可手続に要する時間を超えない範囲で同意の可否を決定
 - ・市町村は、基本計画への適合性、必要な資金の確保、地権者の同意の取り付けの確認等により、設備整備計画の認定の是非を判断等
- 発電設備撤去に係る費用負担、土地等の原状回復等について設備整備計画に具体的に記載
- 発電設備を2以上の市町村にまたがって整備する場合の関係市町村の連携 等

第6 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

- 自然環境の保全との調和
- 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和
- 周辺住民の生活環境に対する配慮 等

5 基本計画（1）～規定事項等～

（基本計画）

第5条 市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成することができる。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

二 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

三 前号に掲げる区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

四 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域を定める場合にあっては、その区域及び当該区域において実施する農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する事項

五 前号に掲げる事項のほか、再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

3 基本計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき事項その他主務省令で定める事項を定めるよう努めるものとする。

4 （略） [18ページ参照]

5 第2項第2号に掲げる区域は、地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びに漁港及びその周辺の水域の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして農林水産省令で定める基準に従い、定めるものとする。

6～12 （略） [12ページ参照]

【基本計画のイメージ】

1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

中山間地域では農業や酪農等が行われている。また、山間部においてスギなどが生産されているほか、沿岸部ではカキ養殖業等も営まれている。しかし、農林漁業者の高齢化、耕作放棄地の増加など厳しい状況にあり、今後一層深刻化するものと見込まれる。

他方、本市は、日射量が多く太陽光発電に適した特性を有しているほか、山間部や沿岸部では強風が吹き風力発電に適した特性を有している。また、本市は、酪農家等から相当量の家畜ふん尿が排出されているほか、山間部を中心に木質系バイオマスが多く賦存している。これらの未利用地域資源を、再生可能エネルギー源として有効に活用する。

このため、山間部に風力発電設備を整備し、周辺地域において直売所を整備することにより、農業経営の改善を図る。また、農業上の再生利用が困難な荒廃農地を活用した太陽光発電の導入、農業用水路を活用した小水力発電の導入、家畜ふん尿を活用したバイオマス発電の導入を行う。さらに、未利用間伐材等を活用したバイオマス発電を行うことにより、林業経営の改善を図る。加えて、沿岸部の漁港区域内に風力発電設備を整備し、併せて加工施設を整備することにより漁業経営の改善を図る。その際、地域の農林漁業者が主体的な役割を果たしながら、再生可能エネルギー電気の発電事業に取り組みとともに、発電事業により得た収入を地域に還元するよう努めることとする。

2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

| 地区 | 区域の所在 | 地目 ※ | | 面積(m ²) | 備考 |
|----|---------------|------|----|---------------------|-----------|
| | | 登記簿 | 現況 | | |
| a | A市△△1-2(別紙参照) | | | □m ² | 〇〇発電設備の整備 |

※地目は基本計画策定時のものです。

3. 2の区域において整備しようとする再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

| 地区 | 発電設備の種類 | 発電設備の規模 | 備考 |
|----|---------|---------|-----------|
| a | 〇〇発電 | □kW | □kW級を●基整備 |

4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及びその方策

| 地区 | 農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域 | 農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用を促進するための方策 |
|----|------------------------------|--------------------------------|
| b | (詳細が分かる地図を添付) | 所有権移転等により優良農地を担い手に集約 |
| | イメージ：17ページ参照 | |

5. 4に掲げる事項のほか、再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

| 地区 | 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組の内容 | 備考 |
|----|---|--------------|
| a | 発電設備と併せて直売所を整備し農産物販売促進 | A市△1-2(別紙参照) |

6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全との調和

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じた影響の調査・検討等により、自然環境の保全に十分に配慮する。

(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

気候風土に適した形で農林漁業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観がつかわれていることから、これらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行う。

7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

今後10年間で、地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を行う太陽光発電等の再生可能エネルギー発電設備をOMW導入し、それにより総発電量OMWhを目指すこととする。こうした取組の結果、再生可能エネルギー電気の発電による所得を口億円まで向上させることを目指す。

(2) 目標の達成状況についての評価

(1)の目標の達成度合いを確認するため、毎年度、認定設備整備計画その実施状況を調査し、認定設備整備計画の進捗を確認することとする。目標年度までに目標が達成されない場合、原因分析を行い、達成に向けた対策を講じるものとする。

8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電設備を撤去する際は設備整備事業者が直ちに土地の原状回復する義務を負い、原状回復に係る費用を全額負担することとする。設備整備計画の審査を行う際には、これらの事項に加え、原状回復されないときの損害賠償や土地の賃借期間の中途の契約終了における違約金について地権者と発電事業者との契約に含まれているか確認することとする。

9. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

[18ページ参照]

10. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、ホームページや広報等により広く周知する。

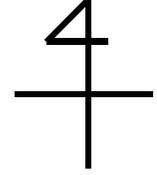
(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、必要な資金の確保が見込まれること、設備整備計画が実施される見込みが確実であること、収去時の契約を確認することとする。また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

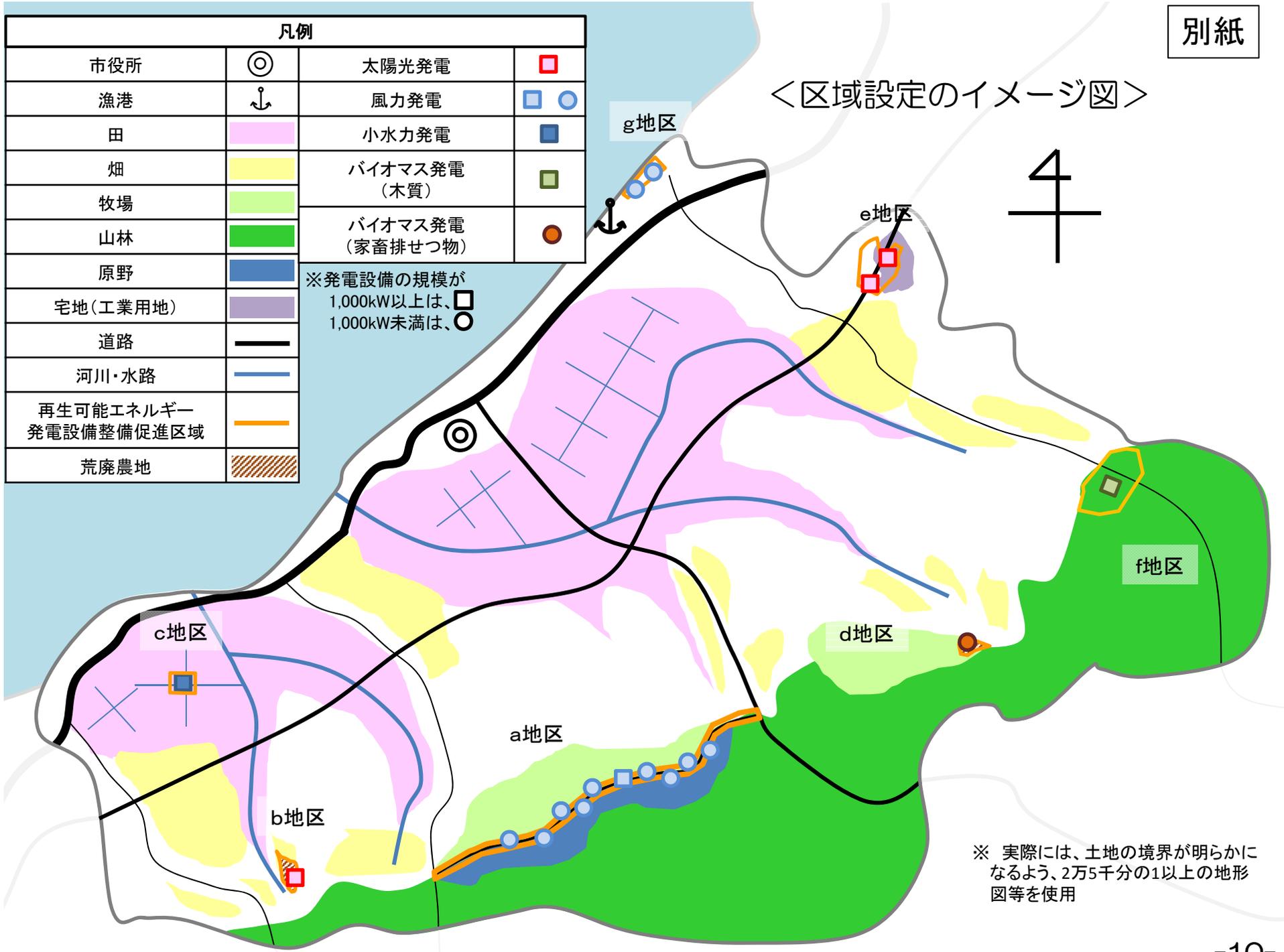
(3) 区域外の関係者との連携

A市、再生可能エネルギー発電事業者、A農業協同組合、A森林組合、A漁業協同組合等の関係者は、A市の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。

<区域設定のイメージ図>



| 凡例 | | | |
|-------------------------|---|---|-----|
| 市役所 | ◎ | 太陽光発電 | □ |
| 漁港 | ⚓ | 風力発電 | □ ○ |
| 田 | ■ | 小水力発電 | ■ |
| 畑 | ■ | バイオマス発電 (木質) | ■ |
| 牧場 | ■ | バイオマス発電 (家畜排せつ物) | ● |
| 山林 | ■ | ※発電設備の規模が 1,000kW以上は、□ 1,000kW未満は、○ | |
| 原野 | ■ | | |
| 宅地(工業用地) | ■ | | |
| 道路 | — | | |
| 河川・水路 | — | | |
| 再生可能エネルギー 発電設備整備促進区域 | — | | |
| 荒廃農地 | ■ | | |



※ 実際には、土地の境界が明らかになるよう、2万5千分の1以上の地形図等を使用

【発電事業者が再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う「農林漁業の健全な発展に資する取組」の具体例】

- 「農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保」
発電事業者が売電収入の一部を支出して太陽光発電設備の周辺の農地の簡易な整備等を行うことにより、農業の生産性向上に資する取組
 - 「農林漁業関連施設の整備」
風力発電設備の近隣において発電設備の見学者等に地元の農林水産物やその加工品等を販売する直売所を整備・運営する費用として、売電収入の一部を支出する取組
 - 「農林漁業者の農林漁業経営の改善の促進」
木質バイオマス発電を行う事業者が地域の森林所有者等から未利用間伐材等を安定的な価格で買い取り、発電に活用する取組
 - 「農林水産物の生産又は加工に伴い副次的に得られた物品の有効な利用の推進」
畜産業者から家畜排せつ物を引き取ってバイオマス発電を実施するとともに、当該発電に伴い発生した消化液や残さから製造した堆肥を低価格で提供する取組
- ※ 再生可能エネルギー発電事業の売電収入から、再生可能エネルギー発電設備を整備した土地の地代や賃借料を支払う取組や、地代に代えて毎年の売電収入の一定割合を地権者に支払う取組だけでは、農林漁業の健全な発展に資する取組とはならない。

【「再生可能エネルギー発電設備整備区域」の設定に関する基準】

- 農林漁業の有する食料の供給、国土の保全等の機能が損なわれることのないよう、再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に農地を含めようとする場合には未利用地等を優先的に含めるものとし、農林地等を含める場合は農林漁業の健全な発展に支障を及ぼさない範囲であること、林地を含めようとする場合には保安林の指定を受けていない森林を優先的に用いるとともに、保安林の指定の目的に支障を及ぼさないようにすること、漁港を含めようとする場合には漁港の利用又は保全及び当該水域における漁業に支障を及ぼさないようにすること等を規定。

5 基本計画（2）～配慮事項等～

（基本計画）

第5条

- 6 再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者は、当該整備を行おうとする地域をその区域に含む市町村に対し、基本計画の作成についての提案をすることができる。
- 7 前項の市町村は、同項の提案を踏まえた基本計画を作成する必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知するよう努めなければならない。
- 8 市町村は、基本計画を作成しようとする場合において、次条第1項に規定する協議会が組織されているときは、当該基本計画に定める事項について当該協議会における協議をしなければならない。
- 9 基本計画は、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域振興に関する計画、地域森林計画その他法律の規定による森林の整備に関する計画並びに都市計画及び都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二第一項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。
- 10 市町村（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十一条第三項に規定する指定都市等に限る。）は、基本計画の作成に当たっては、同条第一項に規定する地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。
- 11 市町村は、基本計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 12 第5項から前項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

6 協議会

(協議会)

第6条 基本計画を作成しようとする市町村は、基本計画の作成及びその実施に関し必要な事項について協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 基本計画を作成しようとする市町村
- 二 当該市町村の区域内において再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者
- 三 当該市町村の区域内の関係農林漁業者及びその組織する団体、関係住民、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者

3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

【協議会の構成員と期待される役割】

| 構 成 員 | | 主 な 役 割 |
|---------------------------------------|---------------|--|
| 市町村 | | <ul style="list-style-type: none"> ・協議会の主宰 ・基本計画の作成と実施の責任主体 |
| 当該市町村の区域内において再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者 | | <ul style="list-style-type: none"> ・発電設備の整備計画、予定している「農林漁業の健全な発展に資する取組」の内容を説明 |
| 当該市町村の区域内の関係農林漁業者・農林漁業者の組織する団体 | | <ul style="list-style-type: none"> ・発電設備の整備予定地やその周辺地域における農林漁業生産の状況・計画の説明 ・「農林漁業の健全な発展に資する取組」への知見の提供や協働 |
| 関係住民（隣接市町村の関係住民を含む。） | | <ul style="list-style-type: none"> ・発電設備が居住地域に整備される場合、自然環境、生活環境等への影響を踏まえたものとなるよう意見の表明 ・市民出資等を通じた協働 |
| 学識経験者 | | <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーや地域活性化などに関する専門的な知識の提供や協働 |
| その他の当該市町村が必要と認める者 | （例）金融の知見がある方 | <ul style="list-style-type: none"> ・発電事業の事業性、リスク等について、ファイナンス面から把握・評価 |
| | （例）国や都道府県の担当者 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域における資源の賦存状況の調査結果や当該都道府県の支援措置、各種の土地利用、規制立法の内容等についての紹介 |

7 設備整備計画の認定（1）～規定事項～

（設備整備計画の認定）

第7条 再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、当該整備に関する計画（以下「設備整備計画」という。）を作成し、基本計画を作成した市町村（以下「計画作成市町村」という。）の認定を申請することができる。

2 設備整備計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模その他の当該再生可能エネルギー発電設備の整備の内容並びに当該整備を行う期間
- 二 前号の再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保、農林漁業関連施設の整備、農林漁業者の農林漁業経営の改善の促進、農林水産物の生産又は加工に伴い副次的に得られた物品の有効な利用の推進その他の農林漁業の健全な発展に資する取組の内容
- 三 第一号の再生可能エネルギー発電設備又は前号の農林漁業関連施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積又は水域の範囲
- 四 第一号の整備及び第二号の取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- 五 その他農林水産省令・環境省令で定める事項

【（参考）再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復の取扱い】

基本方針において、「基本計画の作成に関する基本的事項」（第4条第2項第5号）として、再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する事項を協議会の主な協議事項に規定。



農林水産省令・環境省令において、設備整備計画の様式を規定。

（設備整備計画における記載のイメージ）

| 費用負担の方法 | | 備考 |
|---------|-----------------|----|
| 負担総額 | 確保の方法 | |
| ■円 | ▲により毎年□円を5年間積立て | |



設備整備事業者は設備整備計画の認定を申請する際に、以下の事項が記載された地権者との間の契約の写しを添付。

- ① 土地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- ② 原状回復に係る費用負担の方法（積立て等）
- ③ 原状回復がなされないときの損害賠償
- ④ 土地の貸借期間の中途の契約終了時における違約金

7 設備整備計画の認定（2）～大臣・知事との協議、認定の取消等～

（設備整備計画の認定）

第7条

3 計画作成市町村は、第一項の規定による申請があった場合において、その申請に係る設備整備計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 設備整備計画の内容が基本計画に適合するものであり、かつ、申請者が当該設備整備計画を実施する見込みが確実であること。

二・三 （略）

4 計画作成市町村は、前項の認定をしようとする場合において、その申請に係る設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該設備整備計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、当該再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が第一号及び第三号から第九号までに掲げる行為のいずれかに該当するものである場合にあっては、その同意を得なければならない。

一～九 （略）

5～15 （略）

（設備整備計画の変更等）

第8条

3 計画作成市町村は、認定設備整備者が前条第三項の認定に係る設備整備計画（第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定設備整備計画」という。）に従って再生可能エネルギー発電設備等の整備を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

【大臣・知事の「同意」を要する協議一覧】

| 法律名 | 条 項 | 行 為 | 協議を行う者 | 備 考 |
|---------|-----------|-----------------------------------|----------------------------|---|
| 農地法 | 第4条第1項 | 農地の転用 | 都道府県知事、農林水産大臣 | 都道府県知事による意見聴取：農業委員会 |
| | 第5条第1項 | 農地又は牧草放牧地の転用のための権利移動 | | |
| 森林法 | 第10条の2第1項 | 地域森林計画の対象となっている民有林における開発行為 | 都道府県知事 | 都道府県知事による意見聴取：都道府県森林審議会 |
| | 第34条第1項 | 保安林における立木の伐採 | | |
| | 第34条第2項 | 保安林における土地の形質を変更する行為 | | |
| 漁港漁場整備法 | 第39条第1項 | 漁港区域内の水域・公共空地における工作物の建設等 | 漁港管理者（市町村・都道府県） | |
| 海岸法 | 第7条第1項 | 海岸保全区域（公共海岸に限る）における施設又は工作物を設けての占用 | 海岸管理者（都道府県知事・市町村長・港湾管理者の長） | |
| | 第8条第1項 | 海岸保全区域における施設の新設等 | | |
| 自然公園法 | 第20条第3項 | 特別地域区域内における工作物の新築・改築等 | 都道府県知事、環境大臣 | |
| | 第33条第1項 | 普通地域内における工作物の新築・改築等 | | |
| 温泉法 | 第3条第1項 | 温泉を湧出させる目的で土地を掘削すること | 都道府県知事 | 都道府県知事による意見聴取：自然環境保全法第51条に基づく審議会その他の合議制機関 |
| | 第11条第1項 | 温泉の湧出量の増殖、又は温泉の湧出量を増加させるための動力の装置 | | |

【認定の取消事由】

- ・認定設備整備計画に従わない発電設備や農林漁業関連施設の整備
 - ・「農林漁業の健全な発展に資する取組」の不十分な実施
 - ・設備整備計画の虚偽記載
- 等

8 個別法の手続の特例（ワンストップ化）

（農地法の特例）

第9条 認定設備整備者が認定設備整備計画に従って再生可能エネルギー発電設備等の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合には、農地法第四条第一項の許可があったものとみなす。

2 認定設備整備者が認定設備整備計画に従って再生可能エネルギー発電設備等の用に供することを目的として農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第五条第一項の許可があったものとみなす。
（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の特例）

第10条 認定設備整備者が認定設備整備計画に従って集約酪農地域の区域内にある草地において再生可能エネルギー発電設備等を整備するため行う行為については、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第九条の規定は、適用しない。

第11条～第15条（略）

【ワンストップ化の対象となる行為の一覧】

| 法律名 | 条項 | 行為 | 手続 | (参考)本来の許可権者等 |
|--------------------|-----------|------------------------------------|--------|----------------------------|
| 農地法 | 第4条第1項 | 農地の転用 | 許可 | 都道府県知事 |
| | 第5条第1項 | 農地又は牧草放牧地の転用のための権利移動 | 許可 | 都道府県知事 |
| 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律 | 第9条 | 集約酪農地域の区域内の草地の形質変更 | 届出(事前) | 都道府県知事 |
| 森林法 | 第10条の2第1項 | 地域森林計画の対象となっている民有林における開発行為 | 許可 | 都道府県知事 |
| | 第34条第1項 | 保安林における立木の伐採 | 許可 | 都道府県知事 |
| | 第34条第2項 | 保安林における土地の形質を変更する行為 | 許可 | 都道府県知事 |
| 漁港漁場整備法 | 第39条第1項 | 漁港区域内の水域・公共空地における工作物の建設等 | 許可 | 漁港管理者(市町村・都道府県) |
| 海岸法 | 第7条第1項 | 海岸保全区域(公共海岸に限る。)における施設又は工作物を設けての占有 | 許可 | 海岸管理者(都道府県知事・市町村長・港湾管理者の長) |
| | 第8条第1項 | 海岸保全区域における施設の新設等 | 許可 | 海岸管理者(都道府県知事・市町村長・港湾管理者の長) |
| 自然公園法 | 第20条第3項 | 特別地域区域内における工作物の新築・改築等 | 許可 | 都道府県知事、環境大臣 |
| | 第33条第1項 | 普通地域内における工作物の新築・改築等 | 届出(事前) | 都道府県知事、環境大臣 |
| 温泉法 | 第3条第1項 | 温泉を湧出させる目的で土地を掘削すること | 許可 | 都道府県知事 |
| | 第11条第1項 | 温泉の湧出量の増掘、又は温泉の湧出量を増加させるための動力の装置 | 許可 | 都道府県知事 |

【ワンストップ化のメリット】

- ・ 個別法の許可権者である国の出先機関や都道府県の関係部署に出向く時間の短縮
- ・ 身近な市町村から助言を受けながらの申請書類の作成（書類の補正を行う時間の短縮）

【都道府県、市町村の皆様へのお願い】

- ・ 認定や協議に関する申請窓口の一本化

9 農林地所有権移転等促進事業（1）～基本計画における記載～

（基本計画）

第5条

4 基本計画においては、第二項各号に掲げる事項及び前項に規定する事項のほか、当該基本計画を作成する市町村が行う農林地所有権移転等促進事業（再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の円滑な整備及びこれらの用に供する土地の周辺の地域における農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図るため行う農林地等についての所有権の移転又は地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利の設定若しくは移転（第十六条において「所有権の移転等」という。）を促進する事業をいう。第一号及び同条第一項において同じ。）に関する次に掲げる事項を定めることができる。

- 一 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針
- 二 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法
- 三 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間又は残存期間に関する基準並びに当該設定され、又は移転される権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法
- 四 その他農林水産省令で定める事項

【農林地所有権移転等促進事業における権利移転のイメージ】

| | | | | |
|---|--|---|--|---|
| A | | E | | E |
| B | | D | | D |
| C | | | | F |

BDEFの権利を移転
再生可能エネルギー発電事業による
利益等を用いて、DEFを営農可能な農地に復元
(A～Cは農地法上転用可能な農地)



| | | | | |
|-----|--|---|--|---|
| 再エネ | | E | | D |
| 再エネ | | E | | D |
| 再エネ | | | | D |



耕作地



荒廃農地

再エネ発電設備の整備を契機として、耕作放棄地の
解消とともに担い手への利用集積を実現

【基本計画における記載イメージ】

○ 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針

- 再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の円滑な整備を図るとともに、これと併せて周辺地域における農林地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保することを旨として農林地所有権移転等促進事業を実施する。

○ 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払いの方法

- 移転される所有者の移転の対価の算定基準については、土地の種類及び利用目的ごとにそれぞれ近傍類似の土地の取引の価格に比準して算定される額を基礎とし、その土地の生産力等を勘案して算定する。
- 移転される所有権の移転対価の支払方法については、所有権移転等促進計画に定める支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する金融機関の口座に振り込むことにより支払い、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払う。

○ 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間又は残存期間に関する基準並びに当該設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法

- 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利に存続期間に関する基準は、土地を農用地として利用する場合にあっては、農用地等の利用関係の調整を円滑に行うことができるよう、地域の実情に応じ関係農業者の多くが希望する期間等を勘案して定める。
- 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準は、移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間とする。
- 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準については、農地については、農地法52条に基づき農業委員会が提供している借賃の情報も参考に、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。また、採草放牧地については、その採草放牧地の近傍の採草放牧地の地代又は借賃の額に比準して算定する。
- 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の支払方法については、原則として毎年所有権移転等促進計画に定める日までに当該年に係る地代又は借賃の金額を一時に支払う。この支払は、賃貸人の指定する金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は賃貸人の住所に持参して支払い、賃貸人及び賃借人の双方が同一の金融機関に口座を有するときは、原則として当該口座間の振替により地代又は借賃を支払う。

○ その他農林水産省令で定める事項

- 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件について所有権移転等促進計画において定める有益費の償還等権利の条件に関する事項。
- その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項として、農林地所有権移転等促進事業の実施に伴い当事者間の法律関係が明確になるよう賃貸借又は使用貸借による権利に係る契約の条件等に関する事項。

9 農林地所有権移転等促進事業（2）～所有権移転等促進計画における記載～

（所有権移転等促進計画の作成等）

第16条 計画作成市町村（第五条第四項各号に掲げる事項が記載された基本計画作成した市町村に限る。次条において同じ。）は、認定設備整備者から認定設備整備計画に従って農林地等について所有権の移転等を受けたい旨の申出があった場合において必要があるとき、その他農林地所有権移転等促進事業を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、所有権移転等促進計画を定めるものとする。

2 所有権移転等促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 所有権の移転等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- 二 前号に規定する者が所有権の移転等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- 三 第一号に規定する者に前号に規定する土地について所有権の移転等を行う者の氏名又は名称及び住所
- 四 第一号に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的並びに当該所有権の移転の時期並びに移転の対価及びその支払の方法
- 五 第一号に規定する者が設定又は移転を受ける地上権、賃借権又は使用貸借による権利の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期又は移転の時期、存続期間又は残存期間並びに当該設定又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合にあっては地代又は借賃及びその支払の方法
- 六 その他農林水産省令で定める事項

【所有権移転等促進計画の様式例（賃借権（使用貸借による権利）の移転の場合）】

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--------------------------------------|-----------------------|----------------------|--------|------|-------------------------------------|--------------|----|----|---------|--------------------------|----|--------|-------|-------|
| 整理番号 | 賃借権（使用貸借による権利）の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所（A） | | （氏名又は名称） | | （住所） | | 〔同意印〕 | | | | | | | | |
| | 賃借権（使用貸借による権利）を設定する者の氏名又は名称及び住所（B） | | （氏名又は名称） | | （住所） | | 〔同意印〕 | | | | | | | | |
| 賃借権（使用貸借による権利）を移転する土地（C） | | 設定する賃借権（使用貸借による権利）（D） | | | | 賃借権（使用貸借による権利）を設定する土地の（B）以外の権原者等（F） | | 備考 | | | | | | | |
| 所在 | 地番 | 現況地目 | 面積 m ² | 利用権の種類 | 内容 | 始期 | 存続期間 (終期) | | 借賃 | 借賃の支払方法 | 農地の所有権移転等に係る当事者間の法律関係（E） | 住所 | 氏名又は名称 | 権原の種類 | 〔同意印〕 |
| 大字 | 字 | | | | | | | | | | | | | | |
| この計画に同意する。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 賃借権（使用貸借による権利）の設定を受ける者 | | | | | | | | | | | 住所(同上) | | 〇〇 | 〇〇 | 印 |
| 賃借権（使用貸借による権利）を設定する者 | | | | | | | | | | | 住所(同上) | | 〇〇 | 〇〇 | 印 |
| 賃借権（使用貸借による権利）を設定する者以外の者で賃借権（使用貸借による権利）を設定する土地につき所有権その他の使用収益権を有する者 | | | | | | | | | | | 住所(同上) | | 〇〇 | 〇〇 | 印 |

9 農林地所有権移転等促進事業（3）～所有権移転等促進計画の要件と効果～

（所有権移転等促進計画の作成等）

第16条

- 3 所有権移転等促進計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。
- 一 所有権移転等促進計画の内容が基本計画に適合するものであること。
 - 二 前項第二号に規定する土地ごとに、同項第一号に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意が得られていること。
 - 三 前項第四号又は第五号に規定する土地の利用目的が、当該土地に係る農業振興地域整備計画、都市計画その他の土地利用に関する計画に適合すると認められ、かつ、当該土地の位置及び規模並びに周辺の土地利用の状況からみて、当該土地を当該利用目的に供することが適当であると認められること。
 - 四 所有権移転等促進計画の内容が、認定設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の用に供する土地の周辺の地域における農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保に資するように定められていること。
 - 五 前項第二号に規定する土地ごとに、次に掲げる要件に該当するものであること。
 - イ 当該土地が農用地であり、かつ、当該土地に係る前項第四号又は第五号に規定する土地の利用目的が農用地の用に供するためのものである場合にあっては、農地法第三条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。
 - ロ 当該土地が農用地であり、かつ、当該土地に係る所有権の移転等が農地法第五条第一項本文に規定する場合に該当する場合にあっては、当該土地に係る前項第四号又は第五号に規定する土地の利用目的が認定設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の用に供するためのものであること。
 - ハ 当該土地が農用地以外の土地である場合にあっては、前項第一号に規定する者が、所有権の移転等が行われた後において、当該土地を同項第四号又は第五号に規定する土地の利用目的に即して適正かつ確実に利用することができると認められること。

(所有権移転等促進計画の公告)

第17条 計画作成市町村は、所有権移転等促進計画を定めたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(公告の効果)

第18条 前条の規定による公告があったときは、その公告があった所有権移転等促進計画の定めるところによって所有権が移転し、又は地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利が設定され、若しくは移転する。

(登記の特例)

第19条 第十七条の規定による公告があった所有権移転等促進計画に係る土地の登記については、政令で、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）の特例を定めることができる。

【嘱託登記について】

[内容]

所有移転等促進計画に係る土地の登記について、市町村が権利移転の登記を行うこととする不動産登記法の特例。

[趣旨]

農林地所有権移転等促進事業は、農林地等について複数の権利移転を一括して行うことができる制度となっている。

仮に、農林地所有権移転等促進事業により権利の移転等が行われた土地の登記について個別の地権者に任せることとすれば、地権者によっては権利移転後に登記をせず、第三者に対する対抗力を備えない権利関係の不安定な土地が残ることも考えられ、結果として再生可能エネルギー発電設備の整備に支障を来たすおそれ。

また、市町村が嘱託登記を行えば、地権者にとっては、登記所に出向くなど登記手続を行う時間の短縮が図られることが期待。

このため、市町村は、農林地等に関する権利関係を早期に安定させるとともに、地権者の便宜を図り、再生可能エネルギー発電設備の円滑な整備や農林地の効率的かつ総合的な利用の確保を図る観点から、所有権の移転等の登記について、これらの権利を取得した者の請求があるときは、速やかに権利の登記を嘱託することが必要。

10 その他

(援助)

第20条 国及び都道府県は、市町村に対し、基本計画の作成及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な情報提供、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(指導及び助言)

第21条 計画作成市町村は、認定設備整備者に対し、認定設備整備計画に従って行われる第七条第二項第一号の整備及び同項第二号の取組の適確な実施に関し必要な指導及び助言を行うものとする。

【援助の例】

○ 国→市町村

- ・ 全国の先進事例等を基にしたモデルケースの紹介
- ・ 調査事業や実証事業により得られた再生可能エネルギー発電設備等の情報提供や技術的助言

○ 都道府県→市町村

- ・ 調査等により得られた再生可能エネルギーに係る資源の賦存状況、立地条件等の情報提供や技術的助言

【指導及び助言の例】

○ 市町村→認定設備整備者

- ・ 認定設備整備計画に記載した運転開始の時期を相当程度超過しても設備の整備・稼働に至らない場合や認定設備整備計画に従った農林漁業の健全な発展に資する取組が実施されていないと認められる場合には、改善のための指導及び助言

【地方農政局等の相談窓口の設置】

- 市町村の基本計画作成に必要な情報提供や助言が行えるよう、国の相談窓口を地方農政局等に設けるとともに、各経済産業局や環境事務所などと連携して対応

(参考1) 再生可能エネルギー発電設備に係る農地転用の取扱い

平成24年4月 閣議決定

「優良農地の確保に支障を生じないことを前提とし、耕作放棄地を使用するなど地域の農業振興に資する場合については、再生可能エネルギー設備の設置に関し、農地制度における取扱いを明確化する」

平成25年1月 閣議決定

「(規制改革について)既往の閣議決定事項を着実に推進」

平成25年3月

支柱を立てて上部空間に太陽光パネル等を設置する場合の農地制度上の取扱いを通知で明確化

平成25年6月 閣議決定

「風力発電設備の設置に関し、農地転用制度上の取扱いを検討し、結論を得る」

再エネ法関係(省令・基本方針)

農山漁村再生可能エネルギー法に基づく再生可能エネルギー発電設備整備区域(「整備区域」)に、第1種農地を設定する場合の基準を規定(農用地区域には設定不可)

○再生可能エネルギー発電設備整備区域に第1種農地を含める場合、次の土地を設定可能

- ① 再生利用困難な荒廃農地(赤)
- ② 再生利用可能な荒廃農地(黄)のうち、生産条件が不利で、相当期間耕作に供されず、受け手が見込まれないため、今後耕作の見込みがない土地

○なお、風力発電設備及び小水力発電設備に関しては、次の要件を満たす第1種農地について荒廃農地以外の農地(緑)も整備区域に含めることが可能

- ① 年間を通じて安定的に風が観測される場所又は農業用水等を用いて効率的に発電すると見込まれる場所であること
- ② 農地の集団化等農作業上の利用に支障がない位置にあり、必要最小限の農地を設定するものであること

農地法関係(省令)

左の整備区域内で農山漁村再生可能エネルギー法に基づく設備整備計画(事業者の計画)に従って整備される再生可能エネルギー発電設備を、第1種農地の転用不許可の例外に追加(これにより、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく県・指定市町村の同意が可能に)

○この場合、次のことが必要

- ① 整備区域について、農業上の土地利用調整(県・指定市町村との調整)が調ったものであること
- ② 設備整備計画に記載された農林漁業の健全な発展に資する取組について、協議会(関係農林漁業者等により構成)において協議が調ったものであること

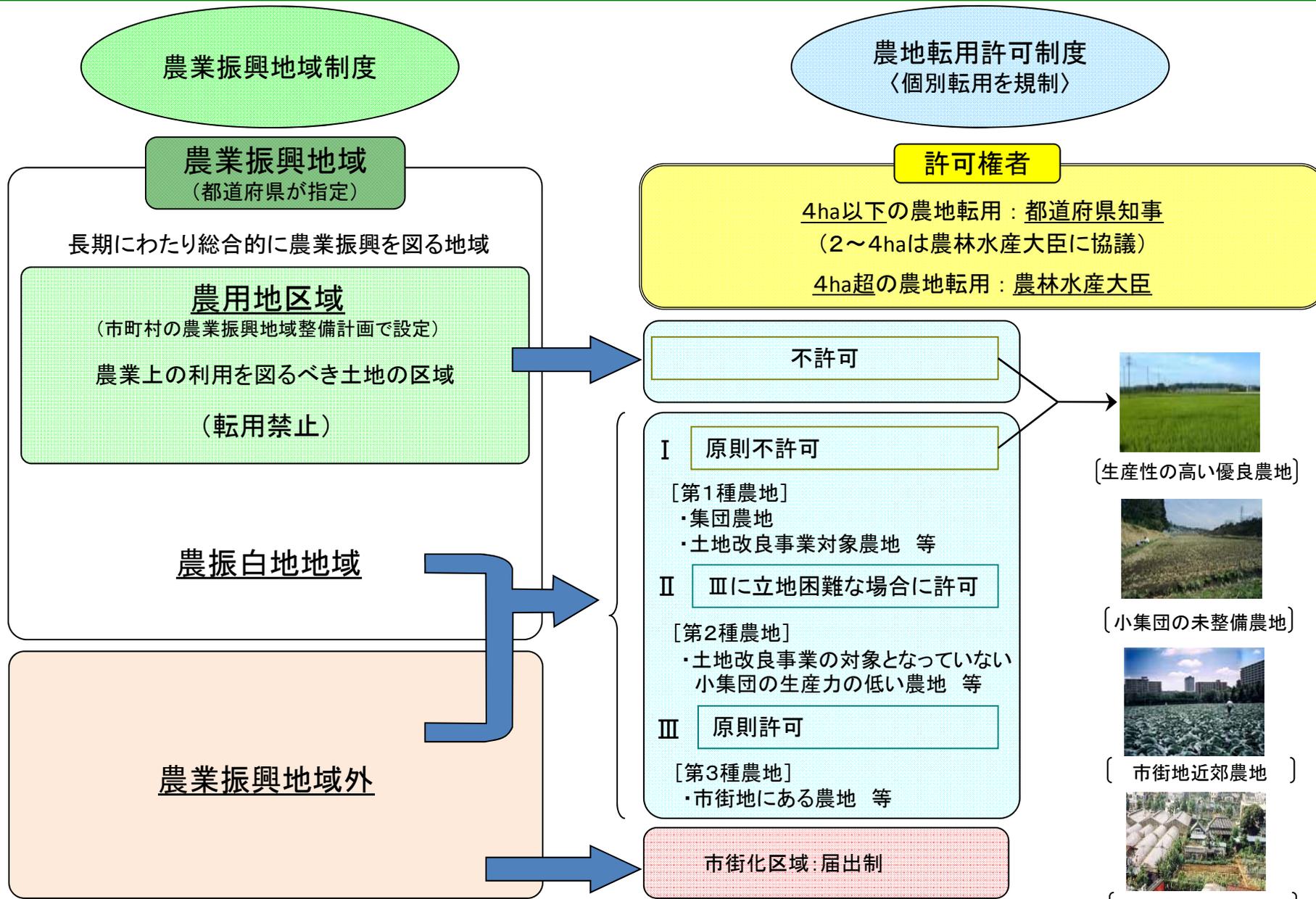
(参考)



(風力、小水力の特徴)

- ・転用面積が点的
- ・立地場所が制約

農業振興地域制度と農地転用許可制度の概要



(参考2) 営農継続型太陽光発電設備等について

趣 旨

近年、支柱を立てて営農を継続するタイプの太陽光パネル等が、新たに技術開発されて実用段階となっている。

このようなケースについて、農地転用許可の対象となるか否かを明らかにする必要が生じている。

この場合、下部の農地で農業生産が継続されるよう確保する必要があり、また、周辺の営農に影響を与えないことが重要。

農地転用に係る取扱いを明確化【平成25年3月31日付で通知を発出】

- 具体的には、次のように対応することとした。
- ① 支柱の基礎部分について、一時転用許可の対象とする。
一時転用許可期間は3年間（問題がない場合には再許可可能）。
 - ・ 再許可は、転用期間の営農状況を十分勘案し総合的に判断
 - ・ 設備の設置が原因とはいえないやむを得ない事情により、単収の減少等がみられた場合、その事情等を十分勘案（注1）
- ② 一時転用許可に当たり、周辺の営農上支障がないか等をチェック。
 - ・ 営農の適切な継続（収量や品質の確保等）が確実
 - ・ 農作物の生育に適した日照量を保つための設計
 - ・ 位置等は、周辺農地の効率的利用（農用区域は土地改良や規模拡大等の施策(注2)）等に支障がない
 - ・ 支柱は、効率的な農業機械等の利用が可能な高さ（最低地上高2m以上(注3)）や空間が確保 等
- ③ 一時転用許可の条件として、年に1回の報告を義務付け、農産物生産等に支障が生じていないかをチェック（著しい支障がある場合には、施設を撤去して復元することを義務付け）。

（注1）から（注3）については、平成27年12月25日付で通知を改正し明確化



一本脚タイプ



屋根タイプ

(参考3)

農山漁村再生可能エネルギー法を
活用する先行事例

SPCを創設し、専門家との連携により身の丈を踏まえながら戦略的な取組を目指す

青森県 横浜町 <基本計画作成日：平成27年6月1日>

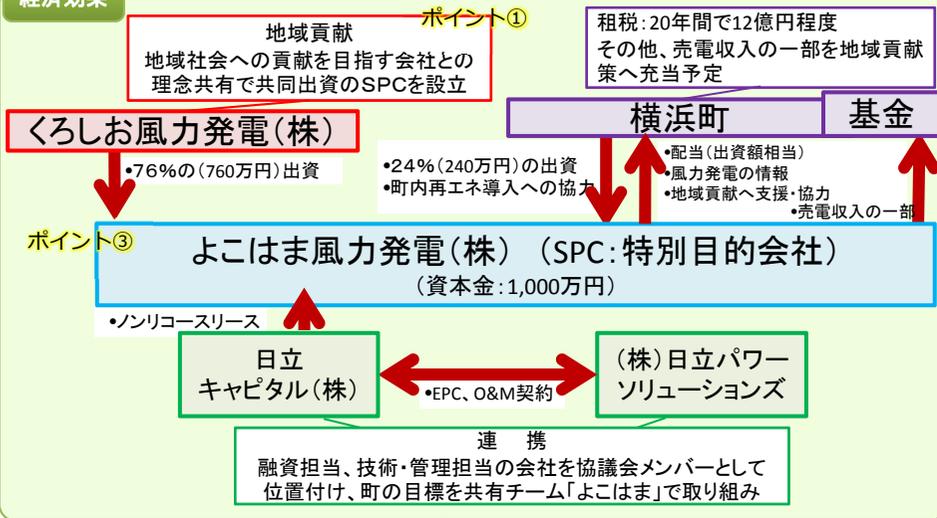
再エネ発電事業概要

- ・事業実施主体：よこはま風力発電（株）
（茨城県日立市）
- ・発電設備：風力発電
発電出力 32.2MW
設備整備区域面積 1.1ha
- ・建設費：約140億円（予定）
- ・設備整備計画：作成中（平成27年9月現在）
- ・運転開始時期：平成30年2月（予定）
- ・年間予想発電量：約80GWh/年

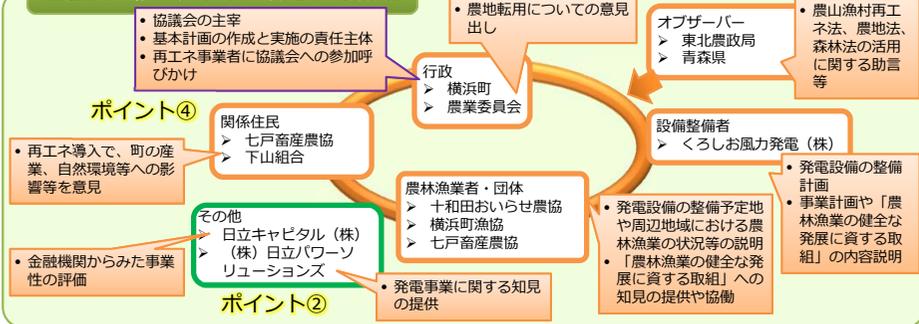


横浜町の既存の風力発電設備

経済効果



協議会の構成員及び期待される役割



取り組むに当たっての工夫

ポイント①

- ・発電事業者と信頼関係を築くことで相互の理解・協力を得やすくする工夫
町では、既に民民ベースではあるが、風力発電設備の導入実績がある。事業者とは、日頃から勉強会の開催や、情報提供を行っていた。

ポイント②

- ・第1回協議会から発電技術及び資金調達の専門家が参加する工夫
発電事業導入に向けての技術面のノウハウ、資金の調達方法、事業性の評価等、専門家の意見を聴けるように、連携体制を構築した。

ポイント③

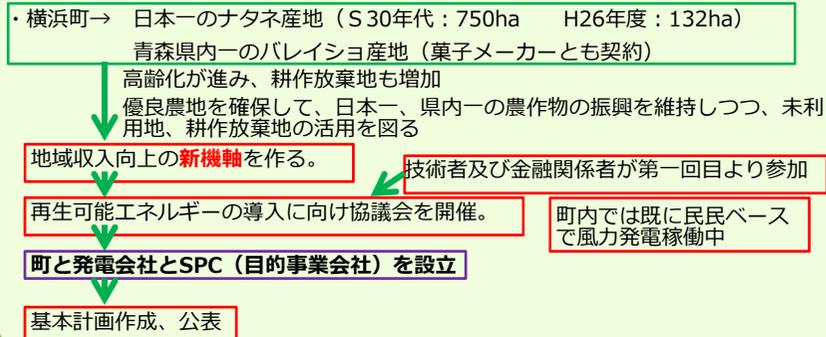
- ・町との合同出資会社を設立することで財政収入を増やす工夫
町と風力発電会社との共同出資でSPC（特別目的会社）を設立。
町は、売電収入の一部の他に、出資見合いの配当金も地域貢献策の財源として確保する。

ポイント④

- ・再エネ事業者の協議会参加により地域の合意形成を図る工夫
再エネ事業者参加による協議会等で土地利用の調整や、事業性の見極めができ、合意形成が進んだ。

首長の声：優良農地は確保しながら、地域づくりの手段としての再エネ及び日本一、県内一の農作物の振興を図りたい。

市町村の取組の経緯



今後の取組・戦略

- ・複数事業者による再生可能エネルギー導入の計画があるため、協議会への参加を求め、基本計画の継続案件として協議する。
- ・売電収入の一部は、町で基金化し、その時々々の農林水産情勢や各団体等の要望も踏まえて、緊急に対策が必要なものに充当する予定。また、協議会において、その実施状況を報告してもらい、改善等の提案があれば柔軟に対応できるようにしている。

基本計画を町の総合発展計画の中に位置付け、資源活用のルール化及び環境保全・農山村振興を図る

岩手県 軽米町 <基本計画作成日：平成27年3月31日>

再エネ発電事業概要

- ・事業実施主体：①(株)十文字チキンカンパニー(岩手県二戸市)
②スカイソーラージャパン(株)(東京都)
③民間会社
- ・発電設備：①鶏ふんバイオマス 発電出力：6.25MW 設備整備区域面積：4.2ha
②太陽光発電(3ヶ所) 発電出力：85MW 設備整備区域面積：391ha
③太陽光発電(2ヶ所) 発電出力：116MW 設備整備区域面積：林地開発協議中
- ・設備整備計画認定日：①作成中 ②作成中 ③作成中 (いずれも平成27年9月末現在)
- ・運転開始時期：①H29年9月(予定) ②H28年8月(予定(一部)) ③未定

経済効果

ポイント①②③

地域の資源活用のルール化

→林地開発面積に上限を設け、環境保全と農山村振興の町総合発展計画として策定



協議会の構成員及び期待される役割



取り組みに当たっての工夫

ポイント①

- ・再エネを地域の発展のツールとして活用するという町の姿勢を示す工夫
町の総合発展計画の中に、この基本計画を位置付け、環境、自然景観、防災等と関連付けて町の総合的な取り組みとして整理(予定)

ポイント②

- ・開発面積上限の設定により地域資源活用をルール化する工夫
自然景観の配慮や災害の防止の観点から、町の林地面積の10%を開発行為面積の上限として設定

ポイント③

- ・環境現況把握調査の義務付けにより環境保全を図る工夫
生物多様性の確保の観点から、太陽光発電においても、開発面積が10ha以上となる場合は、独自の環境現況把握調査の実施を義務付け

ポイント④

- ・売電収入の一部を基金化して農山村振興に必要な財源を確保する工夫
売電収入の一部を基金化し、農業・林業の発展に資する取り組みを実施する予定。また、このほかに、景観美化の取組、雑穀などの食文化の推進等の町の特徴を伸ばすような地域活性化の取組にも活用

ポイント⑤

- ・町民の理解と協力を得やすくする工夫
基本計画作成のための協議会には、町民代表として委員を10名公募し、発電事業の導入による景観や生活環境への影響等について協議
また、協議会で作成した基本計画は、パブリックコメントを実施し、広く町民の意見を聞き取る

首長の声：農林業を発展させるためには財源も必要。再エネ発電事業で継続して安定した財源を確保することは非常に有益。

市町村の取組の経緯

- エネルギー、農林業の課題
 - ・エネルギー資源(化石燃料)は海外に依存している
 - ・農林業は、高齢化、人口減少により疲弊している
 - ・木材・農産物も安価な海外産が増えてきている

- ・軽米町の特徴
 - 全国平均と比較しても長い日照時間
 - 比較的平坦な山並み
 - プロイラー産業が盛ん

地域の特徴を活かしてエネルギー、農林業の課題が解決できないか。

鶏ふんバイオマス発電、太陽光発電及び風力発電の導入に向けて検討農山漁村再エネ法を活用し、農林業の発展を目指し、基本計画を作成

今後の取組・戦略

- ・町として、再エネ事業を推進すべく、専任の新しい組織を創設
- ・町民からの公募で作る「百人委員会」を実施、町民からの意見を吸い上げ、行政だけではなく、町民と一体となった事業の取組を今後も実施
- ・複数事業者から再生可能エネルギー導入の計画があるため、基本計画については適宜変更・見直しを実施予定

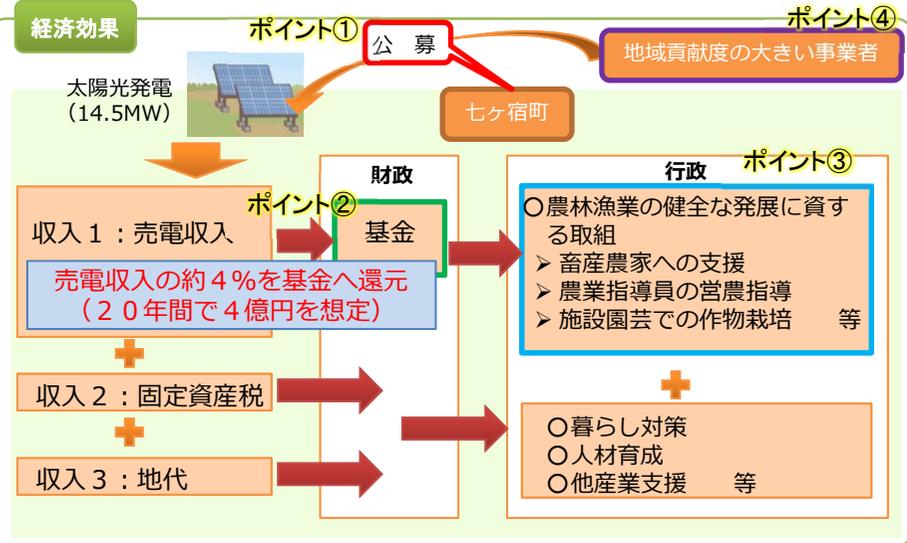
自治体主導のゾーニング及び発電事業者公募で、太陽光発電設備導入による農業振興を図る

宮城県 七ヶ宿町 <基本計画作成日：平成27年5月22日>

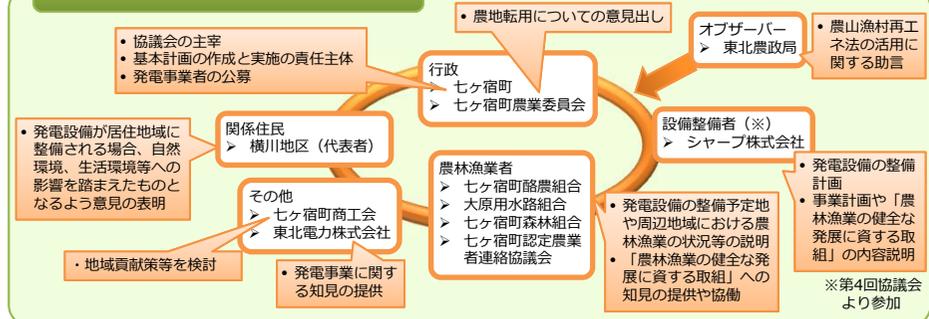
再エネ発電事業概要

- 事業実施主体：合同会社クリスタル・クリア・エナジー
(シャープ(株)とリース会社との合同出資会社)
- 発電設備：太陽光発電
発電出力 14.5MW
設備整備区域面積 38.2ha (農地転用予定面積を含む)
- 建設費：43億円(予定)
- 設備整備計画：作成中(平成27年9月末現在)
- 運転開始時期：平成30年中(予定)

経済効果



協議会の構成員及び期待される役割



取り組むに当たっての工夫

- ポイント①** 地域貢献に意欲的な事業者を探す工夫
 - 七ヶ宿町での太陽光発電事業に関心を示している発電事業者が複数いたため、公募を行い、地域還元のアイディアを競わせることで、より地域貢献度の大きい事業者を選定することができた。また、事業者を公募することで、業者選定の内容や理由が明らかとなり、地域関係者の理解も得やすくなった。
- ポイント②** 農林漁業の発展のための財源を確保する工夫
 - 基金創設で農林漁業の発展のための財源を確保できた。
 - 首長の声：基金のおかげで行政サービスの充実ができる。
 - 首長の声：基金による新規就農支援で長期間の若者雇用対策が可能となり、定住につながる。
- ポイント③** 今後の農業に対する取組を充実
 - 今回の太陽光発電事業により、畜産施設がなくなることに伴い、基金を畜産振興のために活用するとともに、ほ場整備や施設園芸への支援等、農業への支援策を充実させる予定。
- ポイント④** 発電事業者への安心感を付与する工夫
 - 町が主導して、あらかじめ地域関係者から再エネ導入についての合意が得られた地域を設備整備区域として設定することにより、円滑な事業実施ができる。
 - 町に選ばれたことで、事業実施の信頼性を向上させるとともに、地域関係者との協議を円滑に進みやすくさせる。

市町村の取組の経緯

- 平成26年9月 町営牧場の近年の牧場経営の実情や荒廃状況を整理し、牧場利用者である町内畜産農家の意向を踏まえ太陽光発電設備を整備することとし、協議会を設置。
- 平成27年3月 町が協議会の協議を経て決定した応募要領(場所と目的を規定)を示し、太陽光発電事業者を公募。
- 平成27年3月 地域貢献度が最も大きい事業の企画を提案した事業者を選定。
- 平成27年5月 採択事業者が協議会に加わり、基本計画案を協議した上で、基本計画を策定・公表。

今後の取組・戦略

- 林業振興のため、木質バイオマスの熱利用を導入し、町内の入浴施設や施設園芸で利用することを検討。
- 自然を有効活用してエネルギーを作り、その売電収入の一部を町の施策に活用しているということをPRし、町のイメージアップ。

**地域の理解を得るため、丁寧に合意形成を図りながら、
農林漁業者等のメリットの最大化を目指す**

愛媛県 愛南町 <基本計画作成日：平成27年5月27日>

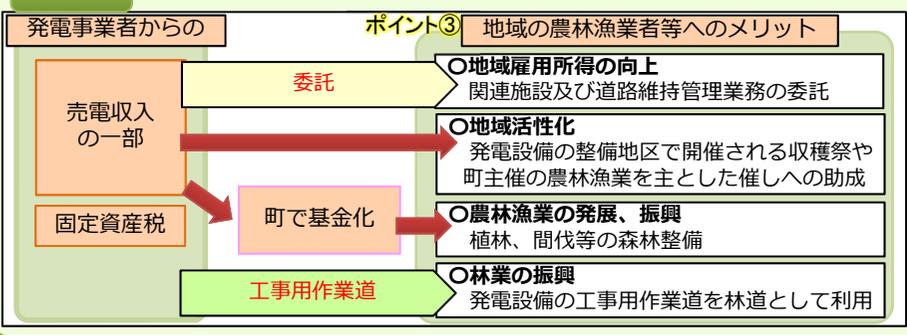
再エネ発電事業概要

- ・事業実施主体：四国風力発電（株）（福岡県福岡市）
（シグマパワー・ジャネックス（株）のSPC）
- ・発電設備：風力発電
発電出力16MW
設備整備区域面積：14.7ha
- ・建設費：52.3億円（関係費用含む）（予定）
- ・設備整備計画：平成27年6月認定
- ・運転開始時期：平成30年4月（予定）

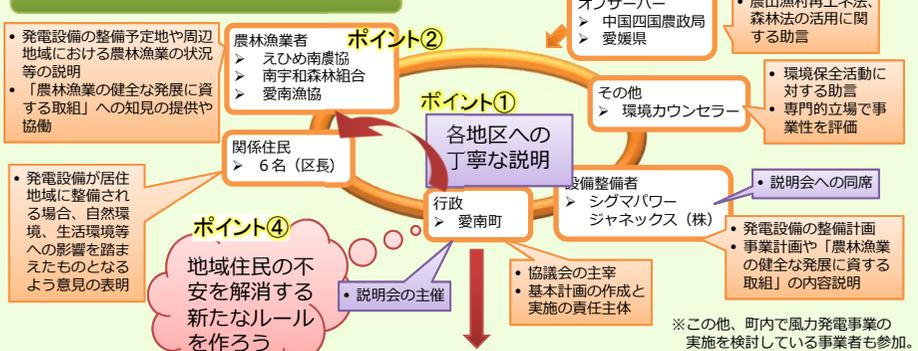
※基本計画には、今後10年以内の導入目標として、発電出力25MW規模の風力発電を2ヶ所位置づけ



経済効果



協議会の構成員及び期待される役割



再エネ発電事業者の責務のルール化

→ 住民の不安を取り除くため、町が主導し、再エネ発電事業者同席の下で丁寧な説明を実施。併せて、事業者と地域住民とのトラブル解消に向けて、新たなルールを作り、無秩序な開発を防止。

取り組むに当たっての工夫

ポイント①

住民の不安を取り除き、理解を得る工夫

町が主導して、発電事業者の同席の下、自然環境の保全には十分配慮する、発電設備設置は住宅や集落からも離れている場所とする、問題が起これば町が窓口となって事業者と交渉をする等、**町民の不安を取り除けるよう、町の姿勢について丁寧な説明を行った。**

首長の声：住民が100%賛成ではない中で、理解を得るためには、町が主導して、発電計画や町の姿勢を住民に十分説明する必要がある。

ポイント②

農林漁業者等の地域の関係者の意見を尊重し、丁寧な合意形成を図る工夫

風力発電事業は林地で行うが、工事が始まれば海への影響が懸念されることから、農・林業者や周辺住民だけではなく、**漁業者にも協議会に参加してもらい、漁業へ影響を与えないような対策を取る等について合意形成を図った。**

ポイント③

再エネ事業により農林漁業等の地域振興を図る工夫

町の基幹産業である農林漁業の振興を図るための財源として、**事業者にも、再エネ事業の売電収益の一部を地域に還元してもらおう仕組みを構築した。**

首長の声：農林地を利用して発電設備を設置する以上、地元の農林漁業者等に対してメリットがなければならぬ。

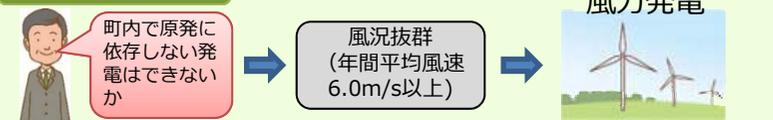
また、発電事業者が風力発電設備建設のために開設した作業道を林道として利用し、関連施設・道路の維持管理業務を地元関連企業に委託することとした。

ポイント④

事業者による無秩序な開発に歯止めをかける工夫

町内で再エネ発電事業者と地域住民とのトラブルを防止するため、「愛南町再生可能エネルギー発電事業指導要綱」を作成し、**発電事業者の責務として地域住民の理解を得ることなどをルール化し、無秩序な開発を防止している。**

市町村の取組の経緯



- ・平成25年10月 地区住民の理解を得るため、町主導で説明会を開催（平成27年5月の基本計画作成までに4地区で延べ20回以上実施）
- ・平成26年 9月 発電事業者から基本計画作成の提案
- ・平成27年 1月 町として農山漁村再生可能エネルギー法の活用を決定
- ・平成27年 3月 愛南町農山漁村再生可能エネルギー協議会を設置
- ・平成27年 5月 愛南町農山漁村再生可能エネルギー基本計画作成
- ・平成27年 5月 設備整備計画の受理
- ・平成27年 6月 設備整備計画の認定
- ・平成27年 8月 愛南町再生可能エネルギー発電事業指導要綱を作成

今後の取組・戦略

・農山漁村再エネ法を活用し、再生可能エネルギー発電の整備と併せて農林漁業上の効率的かつ総合的な利用の確保を行い、農林漁業の振興につなげる再エネ発電の導入を行う。